北区多文化共生行動計画

平成31(2019)年度~平成33(2021)年度

平成31年(2019年)2月 東京都北区

目 次

1. はじめに	•••••• 1	
2. 北区多文化共生行動計画策定の概要(1)策定の経過(2)行動計画の位置付け及び期間(3)行動計画の構成(4)体系図	••••••	2
3. 北区多文化共生行動計画の個別事業	••••••	3
4. 北区多文化共生行動計画の進行管理		6
資料編 (1)北区多文化共生推進本部設置要綱 (2)北区民意識・意向調査報告書(抜粋) (3)北区職員対象アンケート調査結果(抜粋)		7
(4) 北区多文化共生行動計画の編集経過及び内容	容調整について	

1. はじめに

北区では、外国人人口の増加等を受けて、多文化共生社会の実現に向けた取組みを体系化した「北区多文化共生指針」(以下、「指針」という。)を策定しました。

本指針の基本理念(目指すべき姿)として、「日本人と外国人が地域で相互理解を深め、ともに安心して心豊かに暮らせるまち 北区」と定めました。

また、区民意識・意向調査に基づく外国人への肯定感を持つ区民の割合の経年変化 (上昇率)について数値目標を設定するとともに、基本理念と数値目標の達成に向けて3つの柱(基本目標)を掲げています。

指針策定後(平成30(2018)年9月)、指針で示した各施策について全庁をあげて効果的に実施していくために、「北区多文化共生推進本部」(以下、「推進本部」という。)を設置し、「北区多文化共生行動計画」(以下、「行動計画」という。)の策定に向けた作業を開始しました。※「資料編(1)北区多文化共生推進本部設置要綱」参照

このたび、平成 31 (2019) 年度から平成 33 (2021) 年度までの年次計画として、既存事業を含めた 71 事業について行動計画に取り込みました。いずれも、指針の基本理念を実現していくため、区が実施すべき事業です。

一方、国では、日本に在留する外国人の増加、日本で働く外国人の急増、及び新たな在留資格の創設(平成31(2019)年4月施行)を受け、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめました。今後、国では、外国人材の適正・円滑な受入れの促進とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が推進されることから、北区としては、国や東京都などの動向等に注視して、新たな施策を考えていく必要があります。

「北区人口推計調査」(平成 30 (2018) 年 3 月) では、今後も引き続き、北区の外国人人口の増加が見込まれている中で、北区においては、行動計画を着実に推進するとともに、区を取り巻く社会経済情勢の変化に応じて、必要な多文化共生施策に取り組んでまいります。

区民の皆さまをはじめ、地域や学校、支援団体など多様な主体と連携・協働することにより、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的な違いを認め合う、明るい多文化共生社会の実現を目指していきます。

2. 北区多文化共生行動計画策定の概要

(1) 策定の経過

北区では、外国人の人口が増え続けている現状等を踏まえ、「北区多文化共生指針」を平成30(2018)年7月に策定しました。

指針に基づき、全庁をあげて取組みを推進するため、行動計画を策定することとし、平成30(2018)年9月に推進本部を設置しました。

その後、各課からの課題の抽出や事業の提案、区職員向けのアンケート調査などを実施し、さらに、各課担当者からの聞き取り調査(ヒアリング)や、推進本部の幹事会での内容調整や他自治体の取組み調査などを通じて、平成31(2019)年度から平成33(2021)年度まで、3か年における行動計画を取りまとめました。

※「資料編(3)北区職員対象アンケート調査結果(抜粋)」「資料編(4)北区多文化共生行動計画の編集経過及び内容調整について」参照

(2) 行動計画の位置付け及び期間

指針をマスタープランとし、行動計画については、平成31(2019)年度から 平成33(2021)年度までの3か年における個別事業を示したアクションプラン と位置付け、北区における多文化共生を推進していきます。

「北区多文化共生指針」及び「北区多文化共生行動計画」の今後 10 年間(西暦で表記しています)における推進期間(予定)は下図のようになります。

① 北区多文化共生指針

策定から概ね 10 年間を指針の期間とします。 また、策定から5年後(2023 年)に評価等を行い、必要に応じて見直しを行います。

② 北区多文化共生行動計画

3か年(年度)を期間とし、改定を行っていきます。

	行動計画		行動計画		行動	計画	
	2019~2021		2022~2024		2025^	-2027	
20	2019 202		22	20	25	202	28

(3) 行動計画の構成

指針は、3つの基本目標と7つの課題(施策の方向性)、21の重点施策から構成されているため、全体像としての体系図では、行動計画に掲げた各事業については、それぞれの重点施策(再掲もあります。)に紐付けています。

①事業 No. (ナンバー)

具体的な施策(個別事業)に対し、指針の体系図順、次いで所管課の行政順に 事業 No. (ナンバー)を付番しました。所管課が「全庁」となっている場合は、 事業 No. (ナンバー)を最上位とし、複数の所管課にまたがる事業については、 そのうち行政順がいちばん上の所管課にあわせています。

②事業名

具体的な施策(個別事業)の名称を示しています。

③事業内容

基本目標や課題(施策の方向性)にあわせた具体的な取組みを記しています。

4)所管課

実施主体となる課(平成30年度の組織名称)を示しています。

⑤年次計画(3か年)

北区中期計画で使われている同様の表記「推進」「調査」「検討」「開始」「検証」を使用しました。なお、翌々年度以降である平成32(2020)年度、平成33(2021)年度の計画は行動計画策定時点での予定です。

6特記事項

補足すべき点がある場合に記入しています。

※事業の再掲について

個別事業中で、同一事業で、2つの重点施策に紐づけている事業については、 体系図順で2回目に掲載する際、事業名の頭に「(再掲)」と示しています。全体 で5事業ありますが、事業内容及び年次計画は、主たる重点施策にあわせて記載 してあります。

(4)体系図

基本理念	基本目標	施策の方向	重点施策
(将来像)	(目指すべき姿)	(課題)	重点
日本		(1) 情報提供の	①多言語及びやさしい日本語による対応
		多言語化	②行政情報や各種案内等の多言語化
ا ک			①相談体制の整備
本人と外国人が地	1 日本人と外国人がと もに安心して暮らせ る環境づくり	(2) 日常生活に おける支援の 充実	②生活情報の充実
域 で			③外国語資料の収集及び提供
と相			①日本語学習を行う支援団体との連携
も互 に理		(3) 日本語学習の 充実	②外国人区民の日本語学習の推進
安解			③外国人児童・生徒等への学習支援
心を し深			④就学前からの教育・支援の充実
てめ、		(1)	①区民等への意識啓発
心	2 多様性を尊重し、 活かす地域づくり	(1) 異文化理解の 推進	②多文化教育の推進
か			③研修会等の実施
に 暮		(2) 交流機会の	①外国人区民の地域参画の推進
暮らせるまち		創出	②交流イベント等の実施
る			①外国人区民の活躍と社会参加の促進
。 ち		(1)	②外国人区民の就業・起業支援
北区	3	活躍する外国 人の育成	③外国人児童・生徒等への学習支援(再掲)
	多文化共生を推進す		④就学前からの教育・支援の充実(再掲)
	る人づくり	(2)	①多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成
		人材の発掘・ 育成とネット	②大学などとの連携
		ワークづくり	③区民や支援団体等とのネットワークの形成

個別事業 (具体的な事業)

1.自動翻訳機の導入 2.申請書記入例の多言語化 3.通訳クラウドサービスの配備

4.外国人向けホームページの作成 5.防災地図の多言語化 6.やさしい日本語による防災情報の提供 7.北区防災センターの多言語案内 8.洪水ハザードマップの多言語化 9.掲示物、看板等の多言語化 10.施設利用案内の多言語化 11.地域情報の多言語発信 12.トレセン通りに関する情報の多言語化 13.公共サイン多言語化基準の策定 14.就学案内等の多言語化 15.飛鳥山博物館の多言語案内 16.区議会ポータルサイトの検討

17. 「外国人相談」の推進 18.外国人向け総合窓口の設置 19.DV相談事業の多言語化

20.各種パンフレット等の多言語化 21.外国人に向けたSNSの発信 22.多文化共生に関する研修 23.北区国際交流紙の発行 24.避難所でのコミュニケーション支援 25.コミュニケーションボードの活用 26.転入者向け生活情報の多言語案内 27.国保のしおりの多言語化 28.路上喫煙対策 29.ゴミ分別アプリの導入 30.健康推進・母子保健情報の多言語化 31.はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応 32.夜間・休日診療情報の多言語化 33.障害福祉情報の多言語化 34.保健予防情報の多言語化 35.感染症疫学調査支援ツールの導入 36.公営住宅の多言語サービス 37.外国人児童の健診への対応 38.外国人の図書館利用促進 39.「子育てガイドブック」の多言語化 40.くぎかいだよりの多言語化

41.「TOKYO北区のKITAみち」英語版の作成頒布 42.図書館における多文化サービスの促進 43.外国語資料収集方針の改定

44.学習支援団体との連携

45.文化体験•交流事業

46.日本語適応指導教室 47.日本語適応指導員派遣事業

48.保育園での外国語支援

49.多文化共生関連イベントの実施 50.東京2020大会を契機とした異文化理解の促進 51.地域の多文化共生活性化事業

52.多文化教育の推進 53.宗教食への対応

54.やさしい日本語研修 55. (再掲) 多文化共生に関する研修

56.外国人意向調査の実施 57.外国人の広聴活動への参加促進 58.町会・自治会への意識啓発と加入促進 59.東京国際フランス学園との交流

60.区民主体の多文化共生事業の推進(61.外国語と日本語による絵本のおはなし会

62. (再掲) 外国人の広聴活動への参加促進 63. (再掲) 町会・自治会への意識啓発と加入促進

64.国や都と連携した外国人就労支援

65.外国人の子どもの就学促進 66. (再掲) 日本語適応指導員派遣事業

67. (再掲) 保育園での外国語支援

68.国際交流員、国際交流協力ボランティアの充実

69.大学などと連携した留学生との交流事業

70.ネットワークづくりの調査・研究 71.ボランティア団体同士の交流会

3. 北区多文化共生行動計画の個別事業

1 日本人と外国人がともに安心して暮らせる環境づくり

1-(1) 情報提供の多言語化

①多言語及びやさしい日本語による対応

事業No.	1	事業名	自動翻訳	機の導入
事業	内容	窓口において、外国語を話せない職員自ら外国人対応ができるよう、自動翻訳機を配備する。また、各広報物の翻訳などにも応用する。		
所管	管課		総務課	
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検証 推進 推進		
特記	事項	試行運用し、有効性を検証したうえで推進する。		

事業No.	2	事 業 名 申請書記入例の多言語化		
事業	内容	各種申請書の記入例の外国語版及びやさしい日本語版を作成し、窓口に配置する。		
所管	管課	戸籍住民課、税務課、健康推進課、障害福祉課、保育課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	3	事業名	通訳クラウド!	ナービスの配備
事業	内容	窓口において、タブレット端末による「通訳クラウドサービス」(テレビ 電話を使った三者間通話)を利用した多言語対応を実施する。		
所管	管課	戸籍住民課、収納推進課、国保年金課、保育課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	既存事業の充実		

②行政情報や各種案内等の多言語化

事業№.	4	事業名	外国人向けホー	ムページの作成	
事業	内容	北区公式ホームページ上において、4か国語(英語・中国語・ハングル・フランス語)の自動翻訳機能に加え、所管課から外国人向け生活・行政情報を集約し、外国人が必要な情報を簡単に入手できるように、専用のページを設ける。			
所管	管課		全庁		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	
		調査	検討	検討	
特記	事項				

事業№.	5	事業名	防災地図6	の多言語化
事業	内容	外国人に防災情報を確実に提供し防災意識を高めてもらうため、防災地図を多言語化(英語・中国語・ハングル)する。		
所管	管課	防災課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進推進推進		推進
特記	事項	防災地図は、各言語1,000部配布予定。		

事業No.	6	事 業 名 やさしい日本語による防災情報の提供		
事業	内容	外国人にも防災気象情報が的確に伝わるよう、防災気象情報メールをやさ しい日本語で発信する。		
所管	管課	防災課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	7	事 業 名 北区防災センターの多言語案内		
事業	内容	北区防災センターの外国人利用者に対しても、適切な案内・指導が行えるよう、自動翻訳機を配備する。		
所管	全課	防災課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
開始		推進	推進	
特記	事項			

事業№.	8	事業名	洪水ハザードマ	ップの多言語化
事業	内容	水害リスクを把握し、避難への意識を高めてもらうため、ハザードマップ を多言語化(英語・中国語・ハングル)する。		
所管	全課		道路公園課	
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始	推進	推進
特記	事項			

事業№.	9	事業名	掲示物 、 看板	等の多言語化
事業	内容	公園案内板や駐輪禁止看板、防犯掲示物など、掲示物や看板等を多言語等で作成し、案内・啓発・マナーの周知を図る。		
所管	管課	危機管	理課、施設管理課、道路	公園課
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
開始		推進	推進	
特記	事項			

事業No.	10	事業名	施設利用案内	内の多言語化
事業	内容		ーや体育館、高齢者施設 利用促進、マナー周知を	
所管	全課	地域振興課、文化振興財団、	スポーツ推進課、高齢福祉課	、生涯学習・学校地域連携課
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	11	事業名	地域情報の多言語発信	
事業	内容	桜と商店街にスポットをあて、赤羽、王子、滝野川地区の魅力を紹介す ガイドマップを多言語で作成する。		川地区の魅力を紹介する
所管	全課	産業振興課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	12	事業名	トレセン通りに関す	する情報の多言語化
事業	内容	ROUTE2020トレセン通りを中心としたスポット等を多言語で紹介するアプリを作成する。		ット等を多言語で紹介す
所管	全課	東京オリ	ンピック・パラリンピッ	ク担当課
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始	推進	推進
特記	事項			

事業№.	13	事業名	公共サイン多言	語化基準の策定
事業	内容	区内に設置する各種案内板等の公共サインについて、多言語化する際の表記方法や整備手法、実施基準等の検討を行う。		
所管	き課		都市計画課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	検討
特記	事項	主要駅(赤羽・王子・田端)トイレ案内の多言語化は平成31年度完了予定。		

事業No.	14	事業名	就学案内等	の多言語化
事業	内容	就学に関する書類を英語 る。	・中国語・ハングルの3:	か国語で作成し、配付す
所管	全課	学校支援課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	15	事業名	飛鳥山博物館	の多言語案内
事業	内容	常設展示室において、引き続き、英語・中国語・ハングルによる音声ガイドを無料で貸し出す。スマートフォン等のモバイル機器を通じて、館内の展示解説を多言語で提供する。		
所管	管課	飛鳥山博物館		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

事業No.	16	事業名	区議会ポータル	レサイトの検討
事業	内容	外部サイトを利用するなどして、区議会の会議日程等の情報提供の仕方に ついて検討していく。		
所管	言課		区議会事務局	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

1-(2) 日常生活における支援の充実

①相談体制の整備

事業No.	17	事業名	「外国人相	談」の推進
区民相談室で実施している「外国人相談」を北区ニュースや北区公式ホームペート 知するとともに国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に示されて 「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」の設置について、調査・研究 う。		的対応策」に示されている		
所管	管課		広報課、総務課	
年次	·計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	18	事 業 名 外国人向け総合窓口の設置		合窓口の設置
事業	内容	外国語スタッフや通訳クラウドサービス、自動翻訳機などの各種ツール ³ 活用し、来庁した外国人を所管につなげる窓口の設置を検討する。		
所管	全課	戸籍住民課、総務課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		調査	検討	検討
特記	事項			

事業№.	19	事業名	DV相談事業	業の多言語化
事業	内容	DV被害者に対する相談・支援業務を多言語で実施する。また、相談事業に関するパンフレットを多言語化し周知を行い、東京都が実施する外国が対応窓口につなげられる体制を構築する。		
所管	管課		男女いきいき推進課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

②生活情報の充実

事業№.	20	事業名	各種パンフレッ	ト等の多言語化
事業	内容	ゴミ出しや健康づくりなどの生活情報、税や国保などの制度案内、北区の 文化に関するパンフレットや冊子類について多言語及びやさしい日本語で 作成する。		
所管	言課	全庁		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	21	事業名	外国人に向け	たSNSの発信
事業	内容	やさしい日本語を活用したFacebook・Twitterを全庁的に推進するとともに、外国語によるFacebook・Twitterの投稿を行う。		
所管	管課		全庁•広報課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	開始
特記	事項			

事業№.	22(55)	事業名	多文化共生的	こ 関する研修
事業	内容	窓口対応などにおいて、やさしい日本語の活用を促す。やさしい日本語及び多文化共生に関する研修を新人研修や職層研修において取り入れる。		
所管課総務課、職員課				
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	特記事項 (55) 多文化共生に関する研修 ※平成30年度区職員対象やさしい日本語研修実施			<u> </u>

事業No.	23	事業名	北区国際交流紙の発行	
事業	行政・生活情報を掲載したGlobal Thinkingを年4回、英語・中国語・ハンクの3か国語及びやさしい日本語の併記で3,000部発行し、区施設、教育機関、内駅スタンドにフリーペーパーとして配布する。			英語・中国語・ハングル し、区施設、教育機関、区
所管	管課	総務課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	必要に応じてあり方の検討を行う。		

事業№.	24	事業名	避難所でのコミュ	ニケーション支援
事業	内容	外国人も避難所を適切に利用できるよう、各避難所にイラスト等を活用したコミュニケーションボードを配備する。		
所管	言課 こうしゅう		防災課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		調査	開始	推進
特記	事項			

事業No.	25	事業名	コミュニケーショ	ョンボードの活用
事業	事業内容 外国人のお客様向けに多言語コミュニケーションボードを作成、飲食に配布する。(英語・中国語・ハングル・フランス語)			
所管	管課		産業振興課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	26	事業名	転入者向け生活情	青報の多言語案内
事業	内容	日本での生活で、まず必要になる、ゴミ出しや駐輪等の生活マナーに関する広報物を多言語化し転入時に配布する。		
所管	管課	戸籍住民課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

事業No.	27	事業名	国保のしおり)の多言語化
事業	内容	国保のしおり(英語・中国語・ハングル)を作成し配付している。また、 ネパール語・ベトナム語については、東京都が一括作成した共通版での 応を図る。		し配付している。また、 括作成した共通版での対
所管	三課	国保年金課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	28	事業名	路上喫	!煙対策
事業	内容	「ポイ捨て禁止」等について、日本語学校や外国人が集まる施設などに いて、ポスター掲出の依頼をするなど、喫煙マナーの啓発活動を実施していく。		
所管	管課		環境課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	29	事業名	ゴミ分別ア	プリの導入
事業	内容	ゴミの分別等について理解を深めてもらうために、分別方法や、地区別の ごみ収集曜日等を多言語で案内するゴミ分別アプリの導入を図る。		
所管	管課		北区清掃事務所	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項	既存アプリを導入し対応する。		

事業No.	30	事業名	健康推進•母子保	健情報の多言語化
事業	内容	外国人にわかりやすいよう、多言語化したリーフレット等により、健康 進・母子保健情報の事業内容を周知・案内する。		レット等により、健康推
所管	全課	健康推進課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	31	事業名	はぴママ面接・乳幼児健診等に	こおける妊婦や保護者への対応
事業	内容	はぴママ面接・乳幼児健診等において使用する問診票や案内について、正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成する。併せて、自動翻訳機の導入、翻訳タブレットの導入を検討する。		
所管	三課	健康推進課・子ども家庭支援センター		ンター
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	32	事業名	夜間•休日診療	情報の多言語化
事業	内容	夜間・休日診療の案内リーフレットを多言語化し周知を図る。		周知を図る。
所管	三課		地域医療連携推進担当課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		調査	検討	検討
特記	事項			

事業No.	33	事業名	障害福祉情報	服の多言語化
事業	内容	障害福祉サービスに関する冊子・パンフレット類を多言語で作成し周知を 図る。		
所管	管課		障害福祉課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

事業№.	34	事業名	保健予防情報	服の多言語化
事業	内容	厚生労働者や東京都福祉保健局が作成した外国語対応冊子を窓口に備え、 保健予防情報を多言語で提供する。また、窓口来訪者への説明時に提示して使用する多言語版「説明カード」や「案内地図」を配備する。		
所管	管課	保健予防課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	35	事 業 名 感染症疫学調査支援ツールの導入		
事業	内容	タブレット端末の調査支援ツールを導入し、多言語での疫学調査の簡易化を図る。		
所管	全課	保健予防課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始	推進	推進
特記	事項			

事業№.	36	事業名	公営住宅の多	言語サービス
事業	内容	指定管理者において外国語スタッフ(英語・中国語・ハングル)を配置し、空き家募集の案内や受付業務、入居者対応等を行う。		
所管	管課	住宅課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	既存事業の充実		

事業№.	37	事業名	外国人児童の	健診への対応
事業	内容	学校結核健診、就学時健診等において、受診時の通訳同行や電話通訳サポートの導入を検討する。		
所管	管課		学校支援課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	検討
特記	事項			

事業No.	38	事業名	外国人の図	書館利用促進
事業	内容	外国人も図書館を快適に利用できるように、館内サインを多言語化すると ともに、外国人向けの質疑応答集を作成する。		
所管	含課	中央図書館		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

事業No.	39	事業名	「北区子育てガイド	ブック」の多言語化
事業	内容	子育て支援情報の多言語提供方法について、外国人のニーズを把握しなが ら検討していく。		
所管	全課	子ども未来課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	調査	開始
特記	事項			

事業No.	40	事業名	くぎかいだよ	りの多言語化
事業	内容	くぎかいだより臨時号を多言語で発行することで、区議会の仕組みや傍腑等について周知を図る。		、区議会の仕組みや傍聴
所管	管課		区議会事務局	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

③外国語資料の収集および提供

事業№.	41	事業名	「TOKYO北区のKITA	みち」英語版の作成頒布
事業	内容	在住外国人または北区を訪れる外国人に向けて、北区の歴史に関する刊行物の英語版を作成し、区内図書館での閲覧に供するとともに、図書館、区内書店等での有償頒布を行う。		
所管	管課		中央図書館	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	42	事業名	図書館における多り	文化サービスの促進
事業	内容	広報紙等を活用し、図書館の国際コーナーについて紹介する。		
所管	管課		中央図書館	
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業No.	43	事業名	外国語資料収	集方針の改定
事業	事業内容 図書館における、外国語資料収集方針、多文化サービスに関するマニルなどを改定する。		ービスに関するマニュア	
所管	三課	中央図書館		
年次	·計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		調査	検討	開始
特記	事項			

1-(3) 日本語学習の充実

①日本語学習を行う支援団体との連携

事業№.	44	事業名	学習支援団	体との連携
事業	内容	区内で外国人の子ども向けに学習支援を行っている団体を調査・把握し、 積極的に連携を図りながら、学習支援を推進する。		
所管	管課		子ども未来課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

②外国人区民の日本語学習の推進

事業No.	45	事業名	文化体験。	• 交流事業
事業	日本語学習の機会でもある、日本文化体験講座や異文化交流事業を設 日本語に親しんでもらい学習の場として推進していく。			
所管	全課	総務記	果、生涯学習・学校地域選	連携課
年次	·計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

③外国人児童・生徒への学習支援

事業№.	46	事業名	日本語適同	站指導教室
事業	内容	小学校3年生以上で、日本語活用が困難な児童・生徒に日本語を教える 「日本語適応指導教室」を増設する。		
所管	管課	学校支援課、教育指導課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始	推進	推進
特記	事項	平成31年度、2校増設		

事業No.	47(66)	事業名	日本語適応指	導員派遣事業
事業	内容	将来の進学や就職を見据え、帰国及び外国人児童・生徒の実態に即した効果ある指導を行う。また、指導員のレベルアップを図るために、指導員向けの研修を実施する。		
所管	管課		教育指導課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
	推進 推進 推進 推進		推進	
特記	事項	(66)日本語適応指導員派遣事業		

④就学前からの教育・支援の充実

事業№.	48(67)	事業名	保育園での	外国語支援
事業	内容	就学前における教育・保育により、日本語に触れる機会を設け、早い段階からコミュニケーション能力の獲得を図る。		
所管	管課	保育課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
開始推進推進		推進		
特記	事項	(67) 保育園での外国語支援		

2 多様性を尊重し、活かす地域づくり

2-(1) 異文化理解の推進

①区民等への意識啓発

事業No.	49	事業名	多文化共生関連	イベントの実施
異文化理解を深める交流会や、外国人向けの防災講座、多文化共生に 事業内容 る講演会等を実施する。また、北区ふるさと区民まつりにおいても、 ふれあい広場を設置し、多文化共生を啓発・PRしていく。		まつりにおいても、国際		
所管	所管課 総務課			
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	50	事業名	東京2020大会を契機と	とした異文化理解の促進
事業	内容	北区で東京2020大会の事前キャンプを行うハンガリーの食文化を、学校 給食を通して体験・理解するとともに、ハンガリーの文化・芸術紹介を目 的としたイベントを開催する。		
所管	管課	東京オリンピック・パラリンピック担当課、学校支援課、生涯学習・学校地域連携		生涯学習•学校地域連携課
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	51	事業名	事業名 地域の多文化共生活性化事業	
事業	内容	東京都が実施する「地域の課題解決プロボノプロジェクト」を活用し、地域の多文化共生活性化事業を実施する。		
所管	全課	地域振興課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	検討
特記	事項			

②多文化教育の推進

事業№.	52	事業名	多文化教	育の推進
事業	内容	外国の文化に積極的に関わる土壌をつくるために、「外国を知る」授業を 展開していく。		
所管	管課		教育指導課	
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

事業№.	53	事業名	宗教食/	〜 の対応
事業	内容	保育園、こども園、小中学校の給食において、各段階によって適切な方法をとりながら宗教食に対応する。		
所管	管課	学校支援課、保育課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

③研修会等の実施

事業№.	54	事業名	やさしいE	3本語研修
外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、やさし 事業内容 語の活用を促す。「やさしい日本語とは」という事を広く知っても め、区民向けに研修を実施する。				
所管	管課		総務課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	開始	推進
特記	事項			

事業№.	55(22)	事業名	(再掲)多文化共	4生に関する研修
窓口対応などにおいて、やさしい日本語の活用を促す。やさしい日本 び多文化共生に関する研修を新人研修や職層研修において取り入れる				
所管	所管課総務課、職員課			
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	(22) 多文化共生に関する研修 ※平成30年度区職員対象やさしい日本語研修実施		<u> </u>

2-(2) 交流機会の充実

①外国人区民の地域参画の推進

事業№.	56	事業名	外国人意向	調査の実施
事業	内容	外国人の意識・ニーズを把握し、今後の多文化共生の推進に役立てるため、3年ごとに「意識・意向調査」を実施する。		
所管	管課	課総務課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始	推進	推進
特記	事項			

事業No.	57 (62)	事業名	外国人の広聴活	動への参加促進
事業	内容	外国人ならでは視点や文化・経験を活かした意見を継続的に収集し、区政へ反映させていくため、外国人の参加を促す。		
所管	管課	広報課		
年次	·····································	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	(62) 外国人の広聴活動への参加促進		

事業No.	58 (63)	事業名	町会・自治会への頽	意識啓発と加入促進
事業	内容	コミュニケーションを取り合い、地域社会とつながりをもって、安心して 生活していけるよう、外国人の地域参画を促す。		
所管	管課	地域振興課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始 推進 推進		推進
特記	事項	(63) 町会・自治会への意識啓発と加入促進		

事業No.	59	事業名	東京国際フラン	ス学園との交流
事業	内容	区立小・中学校と交流している東京国際フランス学園との連携を図り、地域や学校等との交流を図る。		
所管	管課	総務課、教育指導課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

②交流イベント等の実施

事業№.	60	事業名	区民主体の多文化	と共生事業の推進
事業	内容	NPO・ボランティアぷらざにて、地域の担い手づくり研修等と並行して、多文化共生関連事業を実施・推進する。		
所管	管課	地域振興課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	検討
特記	事項			

事業No.	61	事業名	外国語と日本語によ	る絵本のおはなし会
事業	内容	日本語を母語としない子どもと保護者に向けて、外国語と日本語による絵本の読み聞かせ会を実施する。		
所管	三課	中央図書館		
年次	·計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

3 多文化共生を推進する人づくり

3-(1) 活躍する外国人の育成

①外国人区民の活躍と社会参加の促進

事業No.	62 (57)	事業名	(再掲)外国人の広	聴活動への参加促進
事業	内容	外国人ならでは視点や文化・経験を活かした意見を継続的に収集し、区政へ反映させていくため、外国人の参加を促す。		
所管	· 言課	広報課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項	(57) 外国人の広聴活動への参加促進		

事業No.	63 (58)	事業名	(再掲)町会・自治会/	への意識啓発と加入促進
事業	内容	コミュニケーションを取り合い、地域社会とつながりをもって、安心して生活していけるよう、外国人の地域参画を促す。		
所管	管課	地域振興課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始 推進 推進		推進
特記	事項	(58) 町会・自治会への意識啓発と加入促進		

②外国人区民の就業・起業支援

事業№.	64	事業名	国や都と連携した	こ外国人就労支援
事業	内容	区内企業に対し産業団体やハローワークと連携して外国人採用に関する情報提供を行い、意識啓発や就労環境の改善を促す。外国人に対して東京都等が実施する外国人支援事業の情報提供を行う。		
所管	管課	産業振興課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

③外国人児童・生徒への学習支援(再掲)

事業No.	65	事業名	外国人の子ど	もの就学促進
事業	内容	義務教育期にある外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう、ホームページや広報誌などを通し繰り返し広報していく。また、関係部署と連携を図りながら就学案内について協力を求めていくとともに、あわせて就学状況の把握方法について検討していく。		
所管	管課	学校支援課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	推進	推進
特記	事項			

事業No.	66(47)	事業名	(再掲)日本語適	応指導員派遣事業
事業	内容	将来の進学や就職を見据え、帰国及び外国人児童・生徒の実態に即した効果ある指導を行う。また、指導員のレベルアップを図るために、指導員向けの研修を実施する。		
所管	管課	教育指導課		
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進推進推進		推進
特記	事項	(47)日本語適応指導員派遣事業		

④就学前からの教育・支援の充実(再掲)

事業No.	67(48)	事業名	(再掲)保育園	での外国語支援
事業	内容	就学前における教育・保育により、日本語に触れる機会を設け、早い段階からコミュニケーション能力の獲得を図る。		
所管	全課	保育課		
年次	·計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		開始 推進 推進		推進
特記	事項	(48) 保育園での外国語支援		

3-(2) 人材の発掘・育成とネットワークづくり

①多文化社会の担い手となる人材の発掘・育成

事業№.	68	事業名	国際交流員、国際交流協	協力ボランティアの充実
事業	内容	国際交流員や国際交流協力ボランティアによる、庁舎窓口での通訳業務、各種 リーフレットの翻訳を実施する。また、活動実績や今後の事業展望を踏まえ、行 政サービスの向上につながる活動を展開していく。		
所管	言課		総務課	
年次	計画	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記	事項			

②大学などとの連携

事業No.	69	事 業 名 大学などと連携した留学生との交流事業		
事業	内容	区内大学等と連携した交流事業等を実施し、留学生の参加を促す。		
所管	言課	企画課、総務課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		検討	検討	検討
特記	事項			

③区民や支援団体とのネットワークの形成

事業№.	70	事業名	ネットワークづく	くりの調査・研究	
事業内容		多様な主体との連携・協働を推進していくためのネットワーク形成に向けて、行政と区民・支援団体等との間に入り、多文化共生を担う中間支援組織について調査・研究する。			
所管課		総務課			
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	
		検討	検討	検討	
特記	事項				

事業№.	71	事 業 名 ボランテ	ィア団体同士の交流会	
事業内容		北区ボランティアぷらざに登録している団体間の交流会の開催。連携を強化し、情報交換を活性化させることで、外国人向けの事業展開を促す。		
所管課		地域振興課		
年次計画		平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)
		推進	推進	推進
特記事項				

4. 北区多文化共生行動計画の進行管理

(1) チェック体制

推進本部は、庁内で進行管理する機能としての役割を果たすため、行動計画が 着実に推進されているか、毎年度、チェックを行うこととします。

チェック方法は、年度当初(4月)において、庁内各課に前年度実績の報告とともに、当該年度計画について報告を依頼し、推進部署(総務課)において全庁の内容を取りまとめたうえで、推進本部の幹事会(7月開催)及び推進本部(9月開催)でチェックを行います。また、推進本部で決定した報告書は、北区ホームページ等で公表します。

さらに、翌年度の計画(実施予定事業)については、10月以降に各課あてに報告を依頼し、推進部署(総務課)で取りまとめたうえで、推進本部の幹事会及び推進本部で確認を行うこととします。

(2) 年間スケジュール

4月~ ・前年度実績及び当該年度計画について各課あてに調査依頼

7月 ・北区多文化共生推進本部幹事会を開催(前年度実績の確認)

9月 ・北区多文化共生推進本部を開催(前年度実績の確定)

・前年度実績について公表

10月~ ・翌年度の実施予定事業について各課あてに調査依頼

1月 ・北区多文化共生推進本部幹事会を開催(次年度予定の確認)

3月 ・北区多文化共生推進本部を開催(次年度予定の確定)

※行動計画の改正(更新)を行う年度は、10月以降のスケジュールが異なります。

平成 31 (2019) 年度における前年度実績調査については、推進部署(総務課)において、これまで作成してきた「国際化推進施策の概況」を基本に、多文化共生に重点を置いた報告書のあり方を検討の上、作成します。

(3) 次期行動計画の策定

平成33(2021)年度に次期行動計画の策定に向けた作業を予定しています。 なお、作業手順としては、平成30(2018)年度と同様のスケジュールで想 定します。

(4) 行動計画における個別事業の追加・変更

指針に掲げている推進及び検討事項のうち、今回の行動計画に計上しなかった 事業の取扱いについては、国・都の動向及び他自治体における事業等の調査・研究 等を踏まえ、必要に応じて行動計画の内容への追加・変更を行うこととします。

資料編

- (1) 北区多文化共生推進本部設置要綱
- (2) 北区民意識・意向調査報告書(抜粋)
- (3) 北区職員対象アンケート調査結果(抜粋)
- (4) 北区多文化共生行動計画の編集経過及び内容調整について

(1) 北区多文化共牛推進本部設置要綱

3 0 北 総 総 第 2 8 4 4 号 平成30年8月30日区長決裁

(設置)

第1条 北区多文化共生指針の基本目標である「日本人と外国人が共に安心して暮らせる環境づくり」、「多様性を尊重し、活かす地域づくり」及び「多文化共生を推進する人づくり」を踏まえ、全庁を挙げて多文化共生を推進するため、北区多文化共生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 本部は、多文化共生に係る次に掲げる事項について所掌する。
- (1) 多文化共生についての課題を整理し、その対応策を取りまとめること。
- (2)全庁的な行動計画を策定し、行動計画の進捗管理を行うこと。
- (3) 多文化共生を推進するために必要な事項について調査・検討すること。

(構成)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は区長の職にある者とし、本部の事務を総轄する。
- 3 副本部長は副区長及び教育長の職にある者とし、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

- 第4条 本部の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を 聴くことができる。

(幹事会)

- 第5条 本部に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、総務部長の職にある者とし、幹事会の事務を総轄する。
- 4 副幹事長は、総務部総務課長の職にある者とし、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会は、会議で付議された事項について調査·検討し、その結果を本部長に報告する。
- 7 幹事会は、必要に応じて関係課の職員をもって構成する幹事会部会を置くことができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して幹事会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 本部、幹事会及び幹事会部会(以下「本部等」という。)の庶務は、総務部総 務課が処理する。

(運営細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部等の運営について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成30年9月4日から施行する。

別表1(第3条関係)

政策経営部長
総務部長
危機管理室長
地域振興部長
区民部長
生活環境部長
健康福祉部長
北区保健所長
まちづくり部長
十条・王子まちづくり推進担当部長
土木部長
会計管理室長
教育委員会事務局教育振興部長
教育委員会事務局学校適正配置担当部長
教育委員会事務局子ども未来部長
区議会事務局長

別表2(第5条関係)

政策経営部企画課長
政策経営部広報課長
危機管理室防災課長
地域振興部地域振興課長
区民部区民情報課長
区民部戸籍住民課長
生活環境部リサイクル清掃課長
健康福祉部健康福祉課長
北区保健所生活衛生課長
まちづくり部都市計画課長
土木部土木政策課長
会計管理室会計課長
教育委員会事務局教育振興部教育政策課長
教育委員会事務局教育振興部教育指導課長
教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課長
教育委員会事務局子ども未来部保育課長
監査事務局長
選挙管理委員会事務局長
区議会事務局次長

(2) 北区民意識・意向調査報告書(抜粋)

(7) 国際化推進のための重点施策

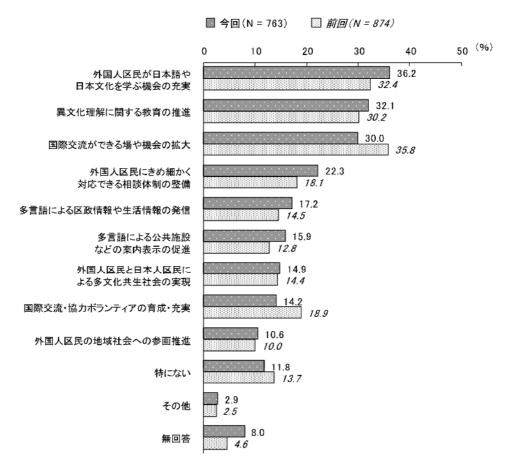
◇「外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実」が3割半ば

問22 今後、国際化を推進していくなかで、あなたが重視すべきだと思う取組みは何ですか。次の中から3つまで選んで〇をつけてください。

今後、国際化を推進していくなかで、あなたが重視すべきだと思う取組みは、「外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実」(36.2%)が3割半ばで最も高くなっている。

「異文化理解に関する教育の推進」(32.1%)、「国際交流ができる場や機会の拡大」(30.0%)、「外国人区民にきめ細かく対応できる相談体制の整備」(22.3%)、「多言語による区政情報や生活情報の発信」(17.2%)の順で続いている。

前回調査と比較すると、「国際交流ができる場や機会の拡大」「国際交流・協力ボランティアの 育成・充実」が減少している。(図表5-7-1)



図表5-7-1 国際化推進のための重点施策

(8) 在日外国人への印象

◇日本人が持つ在日外国人への印象は『好意的』が5割

[問23で「日本国籍」を選んだ方にうかがいます]

問23-1 在住外国人が増加するなかで、地域に住む外国人を好意的に思っていますか。

問23で「日本国籍」と答えた方(742人)に、地域に住む在住外国人を好意的に思っているか聞いたところ、「どちらかといえば好意的に思っている」(41.5%)が4割を超えて最も高くなっており、「好意的に思っている」(8.9%)をあわせた『好意的』(50.4%)が5割を超えている。一方、「どちらかといえば好意的に思っていない」(29.1%)と「好意的に思っていない」(7.8%)をあわせた『非好意的』(36.9%)は3割半ばとなっている

(9) 日本人への印象

[問23で「外国籍」を選んだ方にうかがいます]

問23-2 日本で生活するなかで、地域に住む日本人を好意的に思っていますか。

回答者数が少ないので、参考値とする。

問23 で「外国籍」と答えた方(14 人)に、地域に住む日本人を好意的に思っているか聞いたところ、「好意的に思っている」(50.0%)が5割と最も高くなっており、「どちらかといえば好意的に思っている」(42.9%)をあわせた『好意的』(92.9%)が9割を超えている。 一方、「どちらかといえば好意的に思っていない」(7.1%)と「好意的に思っていない」(0.0%)をあわせた『非好意的』(7.1%)は1割未満となっている。

(10) 日本人と外国人の共存

◇「お互いの文化に対する理解促進」が4割半ば

問24 外国人と日本人がお互いを尊重しながら共存していくためには、何が重要だと 思いますか。あてはまるものに1つだけ選んでOをつけてください。

外国人と日本人がお互いを尊重しながら共存していくために重要なことをみると、「お互いの文化に対する理解促進」(45.2%)が4割半ばと最も高くなっている。次いで「日本人と外国人のコミュニケーションの充実」(33.8%)と続いている。(図表5-10-1)

図表5-10-1 日本人と外国人の共存

	□ 日本人と外国人のコミ□ お互いの文化に対する□ 国内における外国人の□ 多文化共生に取り組む□ その他	る理解促進	ア等の育成
N = 763	□ 無回答	45.2	5.4 4.8 5.1 5.6

(3) 北区職員対象アンケート調査結果(抜粋)

1. アンケート調査結果の概要

調查対象:全庁(無記名式・選択型)

調査期間: 平成30(2018) 年10月22日(月)~29日(月)

回答者数:563人

年代内訳: 10代 0%(3人) 20代 17%(96人) 30代 18%(103人) 40代 20%(110人) 50代 31%(174人) 60代 14%(77人)

2. 主なアンケート集計結果

質問1. 多文化共生とは、外国人と日本人が互いを尊重しながら共生していくことですが、この言葉を知っていますか。(「多文化共生」認知度)

知っている 74%(414人) 知らない 26%(149人)

質問4. 地域で外国人と日本人がお互いを尊重しながら共生していくためには、何が重要だと思いますか。

互いの文化や生活習慣の違いを理解すること 57% (322人)

外国人と日本人がコミュニケーションを図れること 30%(167人)

外国人が地域活動に参加するなど、活躍の場があること 7%(42人)

多文化共生に取り組む支援団体やボランティア等が充実していること 3%(14人)

質問6. 北区が国際化を推進していくなかで、あなたが重視すべきだと思う取組みは、何で すか(3つまで選択)

外国人区民が日本語や日本文化を学ぶ機会の充実 21%(311人)

異文化理解に関する教育の推進 18%(277人)

多言語による区政情報や生活情報の発信 16%(235人)

外国人区民にきめ細かく対応できる相談体制の整備 11%(166人)

国際交流が出来る場や機会の拡大 11%(164人)

多言語による公共施設などの案内表示の促進 8%(114人)

外国人区民の地域社会への参画推進 6%(98人)

質問9. 日常業務に「やさしい日本語」を取り入れることについて、どう思いますか。

必要があれば取り入れればよい 49%(278人)

積極的に取り入れたほうがよい 49%(273人)

質問 10. 担当業務において、外国人対応で難しく感じることは何ですか。(3 つまで選択)

言葉が分からない 34% (452人)

説明した内容を理解してもらえたか確認できない 25%(340人)

日本の制度を理解してもらえない 14%(194人)

生活習慣・文化の違いから摩擦が生じる 12%(156人)

行政だけでは出来ることが限られ、要望に応えきれない 7%(91人)

国や都などの外国人支援制度がわからない 4%(55人)

地域住民からの理解が得られない 2%(28人)

質問 12. 質問 10 に対応するためには、どうすればよいと思いますか。(3 つまで選択)

窓口等における多言語及びやさしい日本語による対応 28%(377人)

外国人が気軽に相談できる窓口の設置など相談体制の整備 23%(313人)

区政情報や各種案内等の多言語化 18%(242人)

外国人支援団体や大学、日本語学校等と連携・協働できる体制づくり 7% (96人)

日本人区民に対する多文化共生の意識啓発 6%(82人)

異文化体験イベント等による地域の交流会・外国人モニターの設置による地域参画の推進 6% (78人)

外国人区民による外国語講座などの研修会の実施 5%(65人)

3. 多文化共生の推進についての自由意見(抜粋)

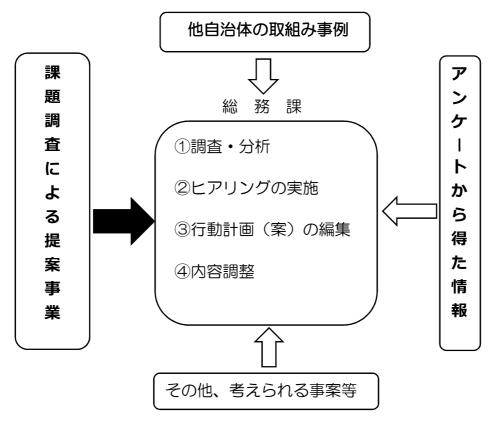
- ・外国籍の子どもの数が増えており、幼児や小学生など小さい頃から外国籍の子どもと接する機会が増えてきている。子どもの頃から良い形で外国籍の子と一緒に過ごせる環境があれば、自然と多文化共生の推進にもつながると思う。
- ・今後、外国人は増えることは確実なので、早急に推進したほうが良いと思う。区内の道路を歩いていても外国人が多いことを実感している。
- ・やさしい日本語講座の内容など、具体例をポータルなどで紹介し、全職員が取り組みやすいような工夫が必要。

参考 区職員対象「やさしい日本語研修」(平成30年11~12月実施)における感想(抜粋)

- 日本語でも積極的にコミュニケーションをとっていくことが大切。心強く思った。
- ・やさしい日本語の概念はハードルが低く感じられ、ちょっとした配慮で変わることもあることを感じた。
- 特に行政用語をやさしい日本語で伝えることが大切だと感じた。
- やさしい日本語が全国規模で広がればよりよい対応が出来そうだ。
- 日本人の高齢者等にとってもやさしい日本語は必要だと思う。
- 不要な情報を思い切って削るという視点を大切にしたい。

(4) 北区多文化共生行動計画の編集経過及び内容調整について

1. 編集イメージ



2. 手 順

- 〇課題調査結果の調査・分析を踏まえ、各課担当者とのヒアリングを実施するなど、 提案事業に基づく内容調整を行う。
- ○複数の所管課にまたがる事業については統合するなど、項目を整理する。
- 〇課題調査による提案事業を基本(黒塗り矢印)としてヒアリングや編集を行うが、 他自治体で行われている取組みや、課題とされている事案等がある場合は、必要 に応じて、関係所管課とヒアリング等を実施し、行動計画に反映していく。
- 〇職員対象に行ったアンケートから得られた課題等を把握し、行動計画に反映する。
- 〇北区多文化共生指針と整合がとれない提案事業は、行動計画から除外する。
- 〇平成31(2019)年度に実施している事業は、予算化等がなされている事業となる。
- 〇確かな課題ではあるが、事業の提案に至らなかった事案がある場合は、今後の事業化を見据え、国や他自治体の動向等に注視していく。

3. 策定経過

平成31年 9月

- ・第1回多文化共生推進本部を開催(庁内各課あてに課題 調査による事業提案及び職員対象アンケートを依頼)
- 11月
- 第1回幹事会を開催(調査結果報告、ヒアリング依頼)
- 12月
- 個別事業の編集及び庁内各課との内容調整を実施
- ・第2回幹事会を開催(個別事業の確認)
- 1月 ・第2回多文化共生推進本部を開催(個別事業の最終確認)

北区多文化共生行動計画

平成31年(2019年)2月発行

発行 北区

編集 東京都北区総務部総務課

東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03 (3908) 9308

刊行物登録番号 30-1-130